

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍附票情報ファイル	
実施機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	徳島市市民文化部住民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍の構成員の住所の記録を公に証明する	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 住所を定めた日、4 生年月日、5 性別、6 住民票コード (本籍・筆頭者に関しては戸籍情報ファイルの情報を参照している)	
記録範囲	本籍地が徳島市区内である者	
記録情報の収集方法	住所地からの戸籍附票記載事項通知の送信	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 徳島市市民文化部住民課 (所在地) 〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個別情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に 該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考	-	